# 実務経験の区分

### 指定施設における相談援助の業務の範囲

次の施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。実務経験証明書の「施設(事業)等種類」、「職種」及び「コード」欄には、次のうち該当する「施設種類」、「職種」及び「コード」を記入してください。

児 童 分 野					
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード		
		児童福祉司	1361		
		受付相談員	1362		
		相談員	1363		
児童相談所	听	電話相談員	1364		
		児童心理司、心理判定員	1365		
		児童指導員	1366		
		保育士	1367		
		母子支援員、母子指導員	1371		
母子生活	<b>支援施設</b>	少年指導員(少年を指導する職員)	1372		
		個別対応職員	1373		
		児童指導員	1381		
		保育士	1382		
児童養護施	布設	個別対応職員	1383		
九里民晚	E IX	家庭支援専門相談員	1384		
		職業指導員	1385		
		里親支援専門相談員	1386		
		★児童指導員(※2)	1561		
障害児入所	<b>听施設</b>	★保育士 (※3)	1562		
児童発達す	を援センター (障害児通所支援事業)	心理指導担当職員	1563		
		児童発達支援管理責任者	1564		
知的障害	見施設	★児童指導員(※2)	1391		
知的障害」	見施設 施設(第一種、第二種))	★保育士 (※3)	1392		
たいおりはまし		★児童指導員(※2)	1401		
.   知的障害/ <del>.</del>	見通園施設	★保育士 (※3)	1402		
盲ろうあり 「盲児施設	見施設	★児童指導員 (※2)	1411		
	I	★保育士 (※3)	1412		
: 肢体不自由	由児施設 、	★児童指導員 (※2)	1421		
.	田児施設 由児通園施設 由児療護施設 /	★保育士 (※3)	1422		
CACHATTA	四九/小成地区 /	児童指導員	1431		
児童心理活	台春施設	保育士	1432		
	章害児短期治療施設)	個別対応職員	1433		
(117.114.114.114.114.114.114.114.114.114.		家庭支援専門相談員	1434		
		★児童指導員 (※2)	1441		
重症心身隆	章害児施設	★保育士 (※3)	1442		
	· · · · · <del>- ·</del> ·	心理指導員(心理指導を担当する職員)	1443		
		児童自立支援専門員	1451		
		児童生活支援員	1452		
児童自立	支援施設	個別対応職員	1453		
	and the state of t	家庭支援専門相談員	1454		
		職業指導員	1455		
児童家庭		相談員	1461		
-	<del>-</del> -	(児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員) ★指導員(※1)	1571		
障		★児童指導員 (※2)	1571		
(児害			1572		
素元 素通	児童発達支援事業を行う施設	★保育士(※3)			
麦所	7-1-7-10 T /N C 11 / NEBA	児童発達支援管理責任者	1574		
を を を 除く) 事		★障害福祉サービス経験者(※4)	1575		
に (児童発達支援センター を除く)		機能訓練担当職員 (心理指導担当職員に限る)	1576		

	児 童 分 野						
	<ul><li>施 設 種 類 相談援助業務の実務経験として認められる職種</li><li>★児童指導員(※2)</li></ul>						
			★児童指導員(※2)	1572			
			★保育士(※3)	1573			
	n-t-	医療型児童発達支援事業を行う施設	児童発達支援管理責任者	1574			
	障害児通所支援事業		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	1576			
	通所		<b>★</b> 指導員(※1)	1571			
	支援		★児童指導員(※2)	1572			
	事		<b>★</b> 保育士(※3)	1573			
		放課後等デイサービス事業を行う施設	児童発達支援管理責任者	1574			
	児童		★障害福祉サービス経験者(※4)	1575			
	(児童発達支援セ		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	1576			
児	へ援センタ	居宅訪問型児童発達支援事業を行う 施設	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員 に限る)	1577			
童	1		児童発達支援管理責任者	1574			
- 福	を除く)	保育所等訪問支援事業を行う施設	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員 に限る)	1577			
			児童発達支援管理責任者	1574			
祉	障害	児相談支援事業	相談支援専門員	1581			
l			児童指導員	2511			
法			保育士	2512			
	乳児	院	個別対応職員	2513			
			家庭支援専門相談員	2514			
			里親支援専門相談員	2515			
	( 肢体	発達支援医療機関 本不自由児施設支援 三心身障害児施設支援	★児童指導員(※2)	2451			
	国	2. 2. 3   平音光地改义後 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法 人国立病院機構が設置する医療機関であって厚 E労働大臣が指定するもの	★保育士 (※3)	2452			
	児童	自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員	2531			
	地域-	子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2561			
		慢性特定疾病児童等自立支援事業を ている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081			

	児 童 分 野					
		施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード		
	利用者支	援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2901		
	児童デイサ	ービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行っている職員(相談員)	2291		
	支地 援生 業活	障害児等療育支援事業を行って いる施設	相談援助業務を行っている職員	2441		
	心身障害	- 児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	2521		
その他	事業、夜間	明支援事業(短期入所生活援助 間養護等事業) 母子生活支援施設、児童養護施設、 所等において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	2541		
	重症心身隆	 章害児(者)通園事業を行っている	★児童指導員(※2)	2581		
	施設		★保育士(※3)	2582		
	スクール 基づく教	ソーシャルワーカー活用事業に 育機関	スクールソーシャルワーカー	2741		
	子ども家	庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員	5091		
	「医療的な行ってい	ケア児等とその家族への支援」を る事業所	医療的ケア児等コーディネーター	5111		

#### 注意事項

- (※1)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。 (介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その 実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
  - (介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国 家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉 士国家試験のみ受験できます。)

なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

	高齢者分野					
		施設	重類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード	
		   指定介護老人福	<b>a</b> 补施設	生活相談員	1011	
	介	7,		介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1012	
	介護保険施設			支援相談員	1021	
	保険	介護老人保健的	<b>正</b> 設	相談指導員	1023	
	施	6		介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022	
	設	介護医療院		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1611	
		指定介護療養	型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031	
	地域	包括支援センタ	_	包括的支援事業に係る業務を行う職員 (※5) (保健師、主任介護支援専門員等)	1041	
	[指	定地域密着型特定施	と活介護を行う施設 投入居者生活介護を行う施設	生活相談員	2221	
		定介護予防特定施設。 含む	入居者生活介護を行う施設	計画作成担当者	2222	
	· 基	通所介護を行う 加速では は準該当通所介護を行 対定地域密着型通所介 対定の護予防通所介 は が が が が が が が が が が が が が	デう施設  護を行う施設  養を行う施設	生活相談員	2011	
介	第 指 打	5一号通所事業を行 6定認知症対応型通列	う施設 (※6)	生活指導員	2012	
護	[基	豆期入所生活介記 基準該当短期入所生活	f介護を行う施設	生活相談員	2051	
保	基		「生活介護を行う施設 引入所生活介護を行う施設	生活指導員	2052	
険法	指 を	 定介護予防通所リハビ 含む	ーションを行う施設 リテーションを行う施設 加されているものに限る	支援相談員	2091	
	指	豆期入所療養介記 定介護予防短期入所療 老人保健施設において実	隻を行う施設 養介護を行う施設を含む ] 施されているものに限る	支援相談員	2111	
	指定定	期巡回・随時対応型訪	問介護看護を行う施設	オペレーター	2771	
	指定	夜間対応型訪問	介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	2781	
			号宅介護を行う施設 型居宅介護を行う施設を含む]	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151	
			司生活介護を行う施設 同生活介護を行う施設を含む]	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171	
	指定	複合型サービス	を行う施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2791	
	指定	地域密差型介護	老人福祉施設入所者	生活相談員	2191	
		介護を行う施設		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2192	
	居宅	介護支援事業を行	<sub>行っている事業所</sub>	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201	
	介護	予防支援事業を行	<sub>丁っている事業所</sub>	担当職員	2211	
	第一号	介護予防支援事業	を行っている事業所	担当職員	2911	

### 注意事項

- (※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。詳細につきましては本校へお問い合わせください。 (※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国
- 家試験を受験することはできません。詳細につきましては本校へお問い合わせください。

高 齢 者 分 野					
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード		
	*************************************	生活相談員	1051		
	養護老人ホーム	生活指導員	1052		
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	1061		
	(地域省有空特別食護七八か一ムを含む)	生活指導員	1062		
	軽費老人ホーム 都市型軽費老人ホーム、	生活相談員	1071		
老	軽費老人ホーム(A型、B型)、 ケアハウスを含む	生活指導員	1072		
入福祉	老人福祉センター (特A型、A型、B型)	相談・指導を行う職員	1081		
法	老人短期入所施設	生活相談員	1091		
	七八短朔八川旭設	生活指導員	1092		
	老人デイサービスセンター	生活相談員	1101		
		生活指導員	1102		
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている職員	1111		
	有料老人ホーム	生活相談員	2271		
	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	2281		
その他	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	生活援助員	2251		
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業	相談援助業務を行っている生活援助員	2261		
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員	2801		

		障害者	分野	施設・職種
		施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
			身体障害者福祉司	1321
	d. H. e	that leave to be stored	心理判定員	1322
	身体	章害者更生相談所	職能判定員	1323
身体			ケース・ワーカー	1324
体障害者福祉法	身体 在宅 (身	章害者福祉センター 「障害者福祉センター(A型、B型) に障害者デイサービス施設 が体障害者デイサービスセンター) 手者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
	点字图	図書館	相談援助業務を行っている職員	2321
精福相			精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341
福祉に関する法律精神保健及び精神障害者	特油化	呆健福祉センター	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342
する法律精神障害	4H 1111	水に田山にマッ	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343
' 害者			心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1344
知			知的障害者福祉司	1351
福的	11.1.1		心理判定員	1352
祉法	XII BUK	章害者更生相談所	職能判定員	1353
者			ケース・ワーカー	1354
			★生活支援員(※7)	1121
	障害	者支援施設	就労支援員	1122
			サービス管理責任者	1123
	地域》	舌動支援センター	★指導員 (※7)	1131
	福祉	ホーム	管理人	1141
	基幹	相談支援センター	相談援助業務を行っている職員	5121
	身体	身体障害者更生施設 (財体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設	★生活支援員 (※7)	2831
	身体障害者更生援護施	聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設	★生活指導員 (※7)	2832
障	者更	<b>身体陪宇老海猫</b> 猫	★生活支援員(※7)	2841
害	全	身体障害者療護施設	★生活指導員 (※7)	2842
者	援 護	身体障害者授産施設	★生活支援員(※7)	2851
総	施設	(入所、通所、小規模通所)	★生活指導員(※7)	2852
合		身体障害者福祉工場	★指導員 (※7)	2861
支	精神	   精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	1191
援	障害		精神障害者社会復帰指導員	1192
法		精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士	1201
	任会	(ハガ、畑川、小が保地門)	精神障害者社会復帰指導員	1202
	障害者社会復帰施	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	1211
	施設	精神障害者福祉ホーム	精神障害者社会復帰指導員	1212 1221
			管理人 ★生活支援員 (※7)	1231
	知的	知的障害者更生施設 (入所、通所)	★生活又拨貝 (※7) ★生活指導員 (※7)	1231
	障 害		★生活支援員(※7)	1241
	者 援	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活又谈員 (※1) ★生活指導員 (※7)	1241
	的障害者援護施設		★生活支援員(※7)	1251
	設	知的障害者通勤寮	★生活指導員(※7)	1252

障害者分野					
		施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード	
		生活介護を行う施設	★生活支援員(※7)	1271	
		1111111日 11111日 1111日 1111日 1111日 1111日 111日 111日 111日 111日 111日 111日 11日	サービス管理責任者	1272	
		自立訓練を行う施設	★生活支援員(※7)	1281	
		(機能訓練、生活訓練)	サービス管理責任者	1282	
			★生活支援員 (※7)	1291	
		就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む)	就労支援員	1292	
		(10)	サービス管理責任者	1293	
障	障	就労継続支援を行う施設	★生活支援員 (※7)	1301	
害者	害福	(A型、B型)	サービス管理責任者	1302	
2 総	強祉サ	<b>业份与</b> 学士極之。4.5.4.5.4.5.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	就労定着支援員	1621	
合	ĺ	就労定着支援を行う施設	サービス管理責任者	1622	
支	ビスす	内上 4. 汗 (5 H) - 1.	地域生活支援員	1631	
援	事業	自立生活援助を行う施設	サービス管理責任者	1632	
法		療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	1261	
		短期入所を行う施設 「身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む	相談援助業務を行っている職員	2341	
		重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2351	
		共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2361	
		共同生活援助を行う施設 「精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む	相談援助業務を行っている職員	2371	
	地域出	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2381	
障	生活支援事	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2391	
障害者総合支援法	援事業	障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2431	
合士	一般	相談支援事業所	相談支援専門員	1591	
接	特定	相談支援事業所	相談支援専門員	1601	
14	相談	支援事業を行う施設	相談支援専門員	2871	
のぞみ	独立	行政法人国立重度知的障害者総合施設	相談援助業務を行っている指導員	2301	
園み法の		ぞみの園」	相談援助業務を行っているケースワーカー	2302	
発達障害3	丞 宋□	<b>倍宝孝士揺れい</b> カー	相談支援を担当する職員	2461	
援害法者	障 発達障害者支援センター 書 者		就労支援を担当する職員	2462	

#### 注意事項

(※7)「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

障害者分野						
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード			
障	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2471			
害者	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2481			
一の雇	地域障害有職業ピングー	職場適応援助者	2482			
用の促	障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、 第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711			
進等		主任就業支援担当者	2501			
に関す	障害者就業・生活支援センター	就業支援担当者	2502			
でする法		主任職場定着支援担当者	2503			
律		生活支援担当職員	2504			
職業		精神障害者雇用トータルサポーター	2981			
職業安定	公共職業安定所	発達障害者雇用トータルサポーター	2982			
法		雇用トータルサポーター (大学等支援分)	2983			
	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	2311			
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員	2331			
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行	地域体制整備コーディネーター	2731			
	っている施設	地域移行推進員	2732			
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行	地域体制整備コーディネーター	2811			
そ	っている施設	地域移行推進員	2812			
の 他	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っ ている施設	相談援助業務を行っている職員 医師、保健師、看護師、作業療法士その他 医療法に規定する病院として必要な職員を除く	2821			
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係 る事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他 医療法に規定する病院として必要な職員を除く	2881			
	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適 応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場 適応援助者養成研修を修了した職員であって、 職場適応援助を行っている者	2491			
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行っている者	2921			

						その	他	の	分 野	施設・職種
		施	設	種	類				相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
									精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1511
地域保健法	保健所							精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1512	
健法									精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1513
									心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1514

その他の分野				
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード	
医療法	病院・診療所	相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健 医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521	
		退院後生活環境相談員	1522	
	救護施設	生活指導員	1491	
	更生施設	生活指導員	1501	
生活	授産施設	指導員 (作業指導員、職業指導員を除く)	2591	
生活保護法	宿所提供施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2601	
護 法	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員	2931	
	口带化还士运停户长凯	生活支援員	5181	
	日常生活支援住居施設	生活支援提供責任者	5182	
		主任相談支援員	2941	
自生 立活	生活困窮者自立相談支援事業を行っている 自立相談支援機関	相談支援員	2942	
立支援	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員	2943	
援窮 法者	生活困窮者家計改善支援事業を行っている	就労準備支援担当者	2944	
12.0	事業所	家計改善支援員 (家計相談支援員を含む)	2945	
		査察指導員(指導監督を行う職員)	1471	
		身体障害者福祉司 (指導監督を行う職員)	1472	
		知的障害者福祉司(指導監督を行う職員)	1473	
		老人福祉指導主事 (指導監督を行う職員)	1474	
		現業員・ケースワーカー	1481	
		家庭児童福祉主事	1482	
	<b>短机事效</b> 能	家庭相談員	1483	
	福祉事務所	面接相談員	1484	
		婦人相談員	1485	
社		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486	
会 福 祉		「セーフティネット支援対策等事業の実施 について」別添1の3 (1) に規定する就 労支援事業に従事する就労支援員	1487	
法		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保 護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488	
	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員	2611	
	都道府県社会福祉協議会	専門員	2621	
	日常生活自立支援事業	相談援助業務を行っている職員 [主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者] その他要援護者に対するものに限る。	2622	
		福祉活動専門員	2631	
	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	相談援助業務を行っている職員 [主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者] その他要援護者に対するものに限る。	2632	

その他の分野				
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード	
		相談指導員	1531	
売春 防	婦人相談所	判定員(心理・職能判定員)	1532	
止.		婦人相談員	1533	
法	婦人保護施設	入所者を指導する職員	1541	
保健学	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171	
法子	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	5191	
防止 法 力	配偶者暴力相談支援センター	婦人相談員	5201	
並びに寡婦福祉法母子及び父子	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員、 母子相談員 (母子の相談を行う職員)	1551	
刑事		刑務官	5011	
単収容	Tilat/cit.	法務教官	5012	
収容施設法	刑事施設	法務技官 (心理)	5013	
法		福祉専門官	5014	
少		法務教官	5021	
年院	少年院	法務技官(心理)	5022	
法		福祉専門官	5023	
鑑別少 所年	少年鑑別所	法務教官	5031	
所年 法	タ 〒蜒 がり	法務技官 (心理)	5032	
	地方更生保護委員会	保護観察官	2641	
更生保護法	20万人工怀版女员公	社会復帰調整官	2642	
護	保護観察所	保護観察官	2651	
- 法	VNIX MUNI/I	社会復帰調整官	2652	
更生		補導主任	2661	
更生保護事業法	更生保護施設	補導員	2662	
事業	入上//10克/地区	福祉職員	2663	
法		薬物専門職員	2664	
所裁 法判	家庭裁判所	家庭裁判所調査官	5131	
補償保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	2671	
医療等に関する法律難病の患者に対する	難病相談支援センター	難病相談支援員	5061	

その他の分野					
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード		
の促進に関する法律成年後見制度の利用	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづ くり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員	5141		
	母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行っている 施設	相談援助業務を行っている相談員	2721		
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041		
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	5051		
	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員	2681		
	就労支援事業を行っている事業所 「自立支援プログラム策定実施推進事業」 実施要領に規定する事業	就労支援員	2951		
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	2751		
	いさこもり地域又仮ピングー	その他相談援助業務を行っている職員	2752		
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員	2761		
<del>ا</del>	ホームレス総合相談推進業務を行っている 事業所	相談援助業務を行っている相談員	2691		
の他	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	2701		
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業 務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2961		
	被災者に対する相談援助業務を実施する 事業所	相談援助業務を行っている職員	2971		
		主任相談支援員	2891		
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業)	相談支援員	2892		
	家計相談支援モデル事業を行っている事業所	就労支援員	2893		
		家計相談支援員	2894		
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	5071		
	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員	5151		
	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員	5161		
	厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている相談員	9999		

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施 設 ・ 事 業 種 類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種 コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を 行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) 「平成18年10月~19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業) 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者 福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) 知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、 盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、 肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症 心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授 産施設において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	3061
障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) {身体障害者デイサービス事業、 知的障害者デイサービス事業を含む	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) [平成18年10月~19 年3月]	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 「知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者 授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	3091

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種 コード
高齢者住宅等安心確保事業	生活援助員	3101
家庭支援電話相談 (子ども・家庭110番) 事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	3111
ヴィエトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 「児童センター、市に設置された児童館において実施 する事業	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 (保育所、乳児院において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談 (法的助言・相談) 事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

## 査察指導員等の5職種(短期通信学科向け)

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種 コード	
児童福祉法			
児童相談所	児童福祉司	1361	
身体障害者福祉法			
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1321	
知的障害者福祉法			
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351	
社会福祉法			
福祉事務所	査察指導員(指導監督を行う職員)	1471	
	老人福祉指導主事(指導監督を行う職員) (※8)	1474	

#### 注意事項

(※8) 老人福祉指導主事とは、所員に対し、指導監督を行う社会福祉主事(スーパーバイザー)をいいます。

上記の5職種は都道府県・指定都市の上記相談機関または福祉事務所に配置されるものです。

なお、福祉事務所の場合は、査察指導員、老人福祉指導主事が受験資格となりますが、その中には現業員・ケースワーカー(ただし、一般通信学科のコード 1481 には該当)、事務担当者は含まれません。